


(コピーをして使って下さい。)

### 就業規則 (変更) 届

		労働保険番号	
		38 1 02 060951-000	
		整理番号	※
事業の種類	事業の名称	事業の所在地	
介護保険事業	介護老人保健施設 くりのみ館	四国中央市中之庄町393番地1	
就業規則又はその変更事項		別紙のとおり	
意見の聴取年月日		令和4年3月14日	
意見書	下記のとおり	労働者数	47人
<p>令和4年3月17日</p> <p style="text-align: right;">使用者 医療法人社団 栗整形外科病院 理事長 武内 啓 </p> <p>新居浜労働基準監督署長 殿</p>			

### 意見書

別紙の職員就業規則 (賃金規程) 変更に関する意見は下記のとおりである。


記

職員就業規則変更に関して同意します

令和4年3月14日

労働者代表

職名 介護職

氏名 中屋 公子 

医療法人社団 栗整形外科病院

介護老人保健施設 くりのみ館 管理者 武内 啓 殿



※は記入不要

### 職員就業規則 (賃金規程) 新旧対照表

変更前規則	変更後規則
<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (賃金の構成) 賃金の構成は次の通りとする。</p> <p>(2) 諸手当 (役職手当、資格手当、皆勤手当、業務手当、処遇改善手当、特定処遇改善手当、送迎手当、夜勤手当、家族手当、通勤手当)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (賃金の構成) 賃金の構成は次の通りとする。</p> <p>(2) 諸手当 (役職手当、資格手当、皆勤手当、業務手当、処遇改善手当、特定処遇改善手当、処遇改善補助手当、送迎手当、夜勤手当、家族手当、通勤手当)</p> <p>第22条 (処遇改善補助手当)</p> <p>(1) 介護職員処遇改善補助金が支給された場合、当該補助金に係る賃金改善として、処遇改善補助 (処改補) 手当を支給する。なお、処遇改善補助 (処改補) 手当の対象者は、介護事業所に従事する正社員及びパート (被用者保険に加入) 社員とし、額については、当該補助に係る計画を勘案してその都度決定する。</p> <p>(2) 前項の手当は、時間外労働の単価には反映しないものとする。</p>
<p>第22条 (賞 与)</p> <p>第23条 (支給対象者)</p> <p>第24条 (算定審査事項)</p>	<p>第23条 (賞 与)</p> <p>第24条 (支給対象者)</p> <p>第25条 (算定審査事項)</p>

